

平成 22 年 10 月 7 日

地方分権・行財政対策特別委員会

委員長 生 田 邦 夫 様

提出者 地方分権・行財政対策特別委員会

委員 三 浦 治 雄

家 森 茂 樹

石 田 祐 介

川 島 隆 二

議第 121 号関西広域連合規約につき議決を求めることについて  
に対する附帯決議案

上記の附帯決議案を別紙のとおり提出する。

## 別紙

### 議第 121 号関西広域連合規約につき議決を求めることについてに 対する附帯決議案

知事は、関西広域連合が設立されるに当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 1 受益が中心部に偏ることなく、各府県の参加と個性を生かし、関西圏全体の発展に資する施策および事業を展開すること。
- 2 関西広域連合の設立後においても、引き続き福井県、岐阜県、三重県との連携を深め、近畿圏、中部圏、北陸圏の結節点という地理的優位性を生かした施策を一層推進すること。
- 3 関西広域連合による事業を推進するに当たっては、これまでの委員会で出された意見を踏まえ、適切にこれを反映させていくこと。

とりわけ、本県におけるドクターヘリを利用した救急医療体制の在り方については、関西広域連合の設立後 2 年以内をめどに、広域連合によるドクターヘリの配置・運航の状況とその効果を検証し、その結果に基づいて、まずは県による単独導入、そして中部・北陸圏との共同運航を含め、最善の運航形態となるよう、必要な見直しを加えること。